

II 子どもの定期予防接種

実施場所：市内指定医療機関 接種費用：無料

種類	対象	標準的な接種年齢	接種回数
■ ヒブ(Hib)	生後2ヵ月以上生後60ヵ月(5歳)に至るまで	初回の開始は、生後2ヵ月から生後7ヵ月に至るまで	初回3回 追加1回 ※接種年齢により回数異なる
■ 小児の肺炎球菌			
■ 四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) または ■ 三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風) ■ 不活化ポリオ	1期 生後3ヵ月から生後90ヵ月(7歳6ヵ月)に至るまで	初回：生後3ヵ月に達した時から生後12ヵ月に達するまでの期間 追加：初回3回終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間	初回3回 追加1回
■ BCG	生後12ヵ月に至るまで	生後5ヵ月に達した時から8ヵ月に達するまでの期間	1回
■ 水痘	生後12ヵ月～36ヵ月に至るまで	初回接種は生後12ヵ月～15ヵ月に達するまでの期間	2回
■ 麻しん風しん	1期 生後12ヵ月から生後24ヵ月に至るまで		1回
	2期 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ		1回
■ 日本脳炎	1期 生後6ヵ月から生後90ヵ月(7歳6ヵ月)に至るまで	初回：3歳 追加：4歳	初回2回 追加1回
	2期 9歳以上13歳未満	9歳	1回
■ 二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期 11歳以上13歳未満	11歳	1回

※接種時に気にかかる事があれば、必ず主治医に相談し、症状により診断書や意見書もらい、接種医師と相談してください。

※市外の医療機関で接種する場合は接種前に「さんて郡山」で手続きが必要です。

※長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情により定期予防接種を対象年齢内に受けることができなかった人は「さんて郡山」までご相談ください。

麻しん風しん2期の接種期間は、
3月31日(木)までです。
期間を過ぎると、全額自己負担となります。

◆日本脳炎予防接種の特例措置について(無料)

①平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は、特例措置として20歳未満までに接種ができます。

1期を3回接種していない人は、不足回数を接種。また、2期は9歳から接種できます。

積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。

②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた人は、特例措置として7歳6ヵ月に至るまでに1期を完了できなかった場合、9歳～13歳未満で1期未完了分の接種ができます。



II 高齢者の肺炎球菌定期予防接種

接種期間：3月31日(木)まで 接種費用：3,000円

下記対象者へ接種券(水色のハガキ)を、平成27年5月末に送付しています。

自らの意思と責任で接種を希望する人は、接種してください。期間を過ぎると、全額自己負担となります。(任意接種として、これまでに1回でも、肺炎球菌ワクチンを受けたことがある人は対象外)

平成27年度対象者

65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ	85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ	90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ
80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ	100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日生まれ

※60歳～65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害を有する人(身体障害者手帳1級相当)も対象となります。個人通知はありませんので、医療機関で相談してください。

※接種費用が無料となる人と手続き方法

生活保護世帯・市民税非課税世帯の人	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳を持っている人
接種前に「さんて郡山」に申請し、無料証明書の発行を受ける	接種時に手帳を医療機関に提示